

# 回覧

令和8年3月

## 令和8年度 農作業賃金等の標準額のお知らせ (令和8年4月～令和9年3月)

益子町農業委員会で農作業の賃金標準額を下記のとおり定めましたので参考にしてください。農作業賃金表は町ホームページに掲載しているほか、農業委員会（町役場農政課内）、あぐり館、中央公民館、改善センターに設置しています。

※本表は参考ですので、ほ場条件や作業の難易等を考慮して当事者間で決めてください。  
※金額は消費税込の金額です。

区 分	内 訳		備 考
育 苗 箱	1箱当たり	種子別	730円
		種子込	990円
耕 起	ロータリー耕起〔10a当たり〕		4,500円
	二番耕起〔10a当たり〕		3,100円
	プラウ耕起〔10a当たり〕		3,700円
整 地	耕盤耕起〔10a当たり〕		5,400円
	レベラー耕起〔10a当たり〕		14,600円
麦・大豆播種	10a当たり		3,700円
代 か き	10a当たり		7,000円
田 植	10a当たり	機械植	7,700円
		側条施肥	8,800円
薬 剤 散 布	液 剤 〔 10a 当 たり 〕		1,800円
	粉 粒 剤 〔 10a 当 たり 〕		1,600円
刈 取	コンバイン 〔10a当たり〕	稲	18,700円
		麦	16,500円
大豆・そば刈取	汎用コンバイン〔10a当たり〕		11,000円
乾 燥 ・ 調 製	60kg	米	1,600円
	60kg	麦	1,600円
運 搬	60kg	米・麦	330円
一 般 作 業	1時間当たり		1,068円～
溝 堀 作 業	1メートル当たり		66円
畦 畔 作 業	1メートル当たり		66円
草 刈 り	1時間当たり		1,650円
ハンマーナイフモア	10aあたり		8,000円～
肥 料 散 布	10a当たり	施肥	1,100円
		追肥	1,650円

## 農地等賃借料情報

農地法第52条の規定に基づき、農地法及び農業経営基盤強化促進法により賃借された実勢の賃借料を集計し、情報提供しますので、賃借料の設定の目安としてください。「賃借料情報」は、実勢の集計値であり拘束力無く、賃借料決定の参考として提供するものですから実際の契約の際には、農作物の販売相場や立地条件等総合的に判断し、貸し手と借り手の両者でよく協議した上で締結してください。

益子町の令和7年1月から12月までに締結(公告)された、賃借権における賃借料水準は、以下のとおりになっています。参考にしてください。

### 1 田(水稻)の部

締結(公告)された地域名	区分	平均額	最高額	最低額	10aあたり
					データ数
益子町	現金	11,700円	20,000円	2,000円	578筆
	物納	60kg	90kg	39kg	279筆

### 2 畑(普通畑)の部

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	10aあたり
				データ数
益子町	3,100円	7,000円	1,000円	455筆

(1) データ数は、集計に用いた筆数です。

(2) 使用貸借(無償)による貸し借りやイチゴ、花卉等の園芸農業における貸し借りは除いてあります。

(3) 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。

#### ○農地を農地以外にするときは許可が必要です

- ・農地を農地以外に利用するときは、農地法による許可・届出が必要です。申請は農業委員会で受け付けております。
- ・転用する場合、地域計画から除外する必要があります。除外申出から許可まで約3カ月ほど期間を要しますので余裕を持って手続きを行ってください。
- ・転用には宅地、駐車場、資材置き場だけでなく、土盛りや植林、太陽光発電設備の設置なども含まれます。
- ・許可無く転用をした場合、農地法に違反することになり、工事の中止や原状回復命令が出される場合があります。また、罰則の適用もあります。

#### ○農地の貸借・売買を希望の方へ

- ・益子町農業委員会で農地の貸借・売買の相談を受け付けています。
- ・農地の貸し借りをする場合は、農地法による許可・農地バンク法などによる届出が必要です。
- ・令和7年4月から農地バンクを利用した貸し借りになりました。届出から利用開始まで約3カ月程期間を要しますので余裕を持って届出を行ってください。

#### ○農地を相続等したら届出が必要です

- ・相続等によって農地の権利を取得した人は、農地のある市町村の農業委員会に届け出なければなりません。

#### ○農業者年金に加入しましょう

- ・国民年金の第1号被保険者で、農業に年間60日以上従事する60歳未満の方はどなたでも加入できますので、ぜひ加入しましょう。(ただし、国民年金保険料の免除者を除く)

お問い合わせ  
益子町農業委員会  
TEL: 0285-72-8837  
FAX: 0285-70-1180